

中間前金払に係る取扱いについて

1 趣旨

中間前金払とは、工事着手時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、請負者は、前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度である。

中間前金払については、平成11年2月17日に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部改正されたことに伴い、実施に係る事務取扱について必要な事項を定めるものである。

2 中間前金払の対象となる工事及び経費の範囲

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証にかかる公共工事のうち、工事1件の請負代金額が300万円以上の工事について、次の要件の全てに該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費とする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 債務負担行為等に係る特例

2に掲げる対象工事について、債務負担行為等に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事を対象とするものであること。

この場合において、2の(1)及び(2)中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、2の(3)中「請負代金の額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて準用するものとし、中間前払金の支払を受けている会計年度においては、部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）は行わないものとする。

ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が300万円以上の工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払いを行うことができる。

4 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

5 中間前金払に係る認定

- (1) 発注者は、請負者から中間前金払に係る認定請求書（別紙1）が提出されたときは、2の(1)から(3)に掲げる要件のすべてに該当するものであるかどうかを認定するものとする。なお、認定請求書には、盛岡市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第11条に基づく工事履行報告書を添付させるものとする。
- (2) 発注者は、前号の認定にあたりその進捗額について認定しようとするときは、約款第11条に基づく工事履行報告書等の資料（以下「認定資料」という。）により行うことができるものとする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

(3) 発注者は、前2号による認定の結果、妥当と認めるときは、認定調書（別紙2）を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を保管するものとする。

6 中間前払金の支払の請求

請負者が中間前払金の支払を請求するにあたっては、公共工事中間前払金請求書に中間前払金に関する保証事業会社の保証証書を添付させるものとする。なお、認定調書については添付を要しない。

7 施行時期

平成19年4月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する（平成19年3月31日までに行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、平成19年4月1日以降に締結されるものについては、適用しない。）。

(別紙1)

盛岡市営建設工事の中間前金払に係る認定請求書

工事の名称	
工事の場所	
契約年月日	年 月 日
工事の期間	年 月 日から 年 月 日
請負代金額	円
摘 要	
<p>上記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住所 氏名 印</p> <p>盛岡市長 様</p>	

(別紙2)

盛岡市営建設工事の中間前金払に係る認定調書

契約の相手方	
工事の名称	
工事の場所	
契約年月日	年 月 日
工事の期間	年 月 日から 年 月 日
請負代金額	円
摘 要	
上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。 年 月 日 盛岡市長 印	

(注) 「摘要」欄には、参考までに次の状況を記載すること。

- 1 予定工期どおりの進捗状況であるか。
- 2 工期の2分の1を経過しているか。
- 3 出来高が50%以上あるか。
- 4 当初の前金払の状況(支払年月日、支払金額、割合)